

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 子会社配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

令和2年度税制改正において、国際的な租税回避に利用されると指摘されていた、法人が外国子会社株式等を取得した後、子会社から配当を非課税で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式の譲渡等により譲渡損失を創出するスキームを規制する措置が設けられました。

改正の内容

法人が特定関係子法人⁽¹⁾から一定の配当額⁽²⁾を受ける場合には、その法人の有する特定関係子法人株式等の帳簿価額から、当該配当額のうち益金不算入相当額⁽³⁾を減額することとされます。その後、特定関係子法人株式等を譲渡する場合において、譲渡原価である当該株式の帳簿価額が引き下げられることにより、結果として株式譲渡損失の金額が低く抑えられることとなります。

(1) 特定関係子法人

配当決議日において、特定支配関係（法人及びその関連者が議決権の50%超を直接又は間接に有する関係）のある他の法人

(2) 一定の配当額

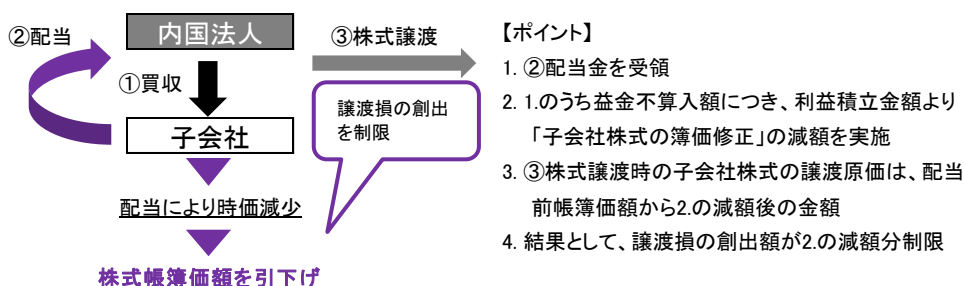
法人が一事業年度において受領する特定関係子法人からの配当額が、特定関係子法人株式の帳簿価額の10%相当額を超える場合の配当の合計額

ただし、以下の配当額は本制度の適用対象から除外されます。

- ① 内国普通法人である特定関係子法人について、特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日までの間において、その発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人等が有する場合の配当等の額
- ② 特定支配関係発生後における特定関係子法人の利益剰余金の純増額に満たない配当等の額
- ③ 特定支配関係発生日から10年経過後に受ける配当等の額
- ④ 2,000万円を超えない配当等の額

(3) 益金不算入相当額

受取配当益金不算入制度や外国子会社配当益金不算入制度より益金不算入とされる金額相当額



お見逃しなく！

1. 本改正は、配当受領法人を基準として、令和2年4月1日以後開始事業年度より適用されます。
2. 本改正は、主に外国子会社から受領する配当を対象としています。一定の場合には国内子会社から受領する配当も適用対象となる可能性があります。
3. 帳簿価額から引き下げられる配当額は、利益積立金額から減算する等の調整を行うこととされます。